

## 奨学生を志望される皆さんへ

財団法人 野村学芸財団

### 奨学生志望のしおり

#### ◇財団法人 野村学芸財団の目的

この財団は、経済的理由により修学が困難な事情にある優秀な学生・生徒に対し、奨学援助を行い、もって社会有用の人材を育成し、あわせて学術および芸術の研究を助成し、わが国の教育の発展と世界文化の進展に資することを目的とする。

#### ◇出願の資格

1. 高等学校、高等専門学校、大学または大学院（修士課程）に在学し学業、人物とも優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者。
2. 在学する学校長の推薦した者。

#### ◇出願の手続

奨学金の給与を受けようとする者は、次の書類を添えて在学する学校長を経て当財団に提出する。

1. 奨学生願書
2. 履歴書
3. 家計状況調書
4. 在学学校長および担当教員の推薦書
5. 学業成績証明書（1年在学で在学が分らないときは、入学前在籍校分を添付すること）
6. 写真（本人単身、胸より上） 1枚

財団法人 野村学芸財団

〒168-0071 東京都杉並区高井戸西1-11-9

## ◇奨学金の金額と給与方法

### 1. 奨学金の基準額は下記のとおりとする。

	月 額
高校生	10,000 円内外
大学生	20,000 円内外
大学院生	40,000 円内外

### 2. 奨学金の支給期間

在学する学校の正規の最短修業期間とする。ただし、就学の中途より支給するときは、残りの修業期間を限度とする。

なお、奨学金の支給については、原則として採用年度の4月から起算するものとする。

### 3. 奨学金の支給日 10日（3ヶ月分） 4月・7月・10月・1月

### 4. 奨学金の支給方法

本人の指定する郵便局口座に送金する。

### 5. 奨学金の休止、停止、廃止

- (1) 奨学生が休学し、または長期にわたり欠席するときは奨学金の交付を休止する。
- (2) 奨学生の学業または素行などの状況により、奨学金の交付を停止することがある。
- (3) 奨学生が次の各号の1に該当するときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。
  - (イ) 傷い疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。
  - (ロ) 学業成績または素行が不良となったとき。
  - (ハ) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
  - (ニ) 前各号のほか、奨学生として適切でない事実があったとき。
  - (ホ) 在学学校の学籍を失ったとき。
  - (ヘ) その他当財団奨学生としての定められた資格を失ったとき。

## ◇奨学生の義務

1. 奨学金については返済の義務を課さない。ただし、次の各号の1に該当する場合にはすでに支給した奨学金の返済を求めることが

ある。

- (1) 学業成績または素行が不良となったとき。
  - (2) 奨学生として適切でない事実があったとき。
  - (3) 在学学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
2. 奨学生は、毎学年始めに在学証明書及び前年度の学業成績表を提出する。
  3. 奨学生は、次の各号の1に該当する場合は直ちに届けでる。
    - (1) 休学、復学、転学、または退学したとき。
    - (2) 停学その他の処分を受けたとき。
    - (3) 保証人を変更したとき。
    - (4) 本人または保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
  4. 奨学生が死亡したときは、保証人または家族は、直ちに死亡届を提出する。

## ◇奨学生の決定

1. 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定する。
2. 決定の結果は、原則として推薦した学校の長を経て出願者に通知する。
3. 採用通知を受けた者は、直ちに誓約書を当財団に提出する。

## ◇願書記入の注意事項

願書は選考上重要な資料であるから、事実をありのまま記入する。虚偽の記入があった場合は、採用後奨学生を取り消し、奨学金の返済を求めることがある。

## ◇その他

本件についてのご照会は下記事務所あてにお願いいたします。

財団法人 野村学芸財団事務局 TEL・FAX 03-3334-7186

〒168-0071 東京都杉並区高井戸西1-11-9

(事務取扱時間 月曜日～木曜日 午前10時半～午後4時)

以 上